

役員及び評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人SMB Cグループ財団（以下「当財団」という。）の定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員、評議員及び会計監査人の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款11条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款24条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 会計監査人とは、定款第24条に基づき置かれるものをいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員 報酬
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 会計監査人 報酬

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員、非常勤役員及び評議員の報酬の額は別表2に定めるものとし、別表1に定める額を上限とする。ただし本人から辞退の申し出があったときは、これを支

給しないことができる。

2 会計監査人には、監事の過半数の同意を得た上で、理事会が決議する年額報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員、非常勤役員及び評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。会計監査人の報酬の支給時期及び方法は、会計監査人と当財団との間で締結する契約に従うものとする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に毎月末日を締切日とし、翌月の末日に振り込むものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 当財団は、役員、評議員及び会計監査人がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 交通費の支給については別表3に定める。

3 宿泊費の支給については別表4に定める。

4 費用は通貨をもって本人に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に毎月末日を締切日とし、翌月の末日に振り込むものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年3月18日から施行する。

令和7年10月1日改正

別表1（第3条関係）

(報酬の上限額)

役職名	一人あたりの報酬の上限額（年額）
常勤役員	200,000円
非常勤役員	200,000円
評議員	200,000円

別表2（第3条関係）

(理事会・評議員会出席の際の報酬)

役職名	報酬（1回あたり）
常勤役員	50,000円
非常勤役員	50,000円
評議員	50,000円

別表3（第6条関係）

(交通費)

職務の執行にあたって、交通費が発生した場合は、次の定めにより交通費を支給するものとする。

区分	交通費
常勤役員	実費支給
非常勤役員	実費支給
評議員	実費支給
会計監査人	実費支給

別表4（第6条関係）

(宿泊費)

職務の執行にあたって、前夜又は当日宿泊する必要のある場合は、次の定めにより宿泊料を支給するものとする。

区分	宿泊料
評議員	実費支給（上限20,000円）
理事	実費支給（上限20,000円）
監事	実費支給（上限20,000円）
会計監査人	実費支給（上限20,000円）